

第5章 活用計画

1. 公開・活用の基本方針

旧校舎は、小学校として昭和4（1929）年から平成20（2008）年まで80年の歴史を持つ建物で、卒業生は延べ約13,300人に上る。また平成22（2010）年には登録有形文化財（建造物）に登録し、近代の鳥羽を代表する建物として残し、後世に伝えるものとした。さらに本計画で文化財としての価値の所在を明らかにして保護の方針を定めた。今後の活用では、文化財としての歴史的背景や価値を伝えながら、市民や観光客が集う施設とするために以下のような公開・活用方針を定める。

「旧鳥羽小学校の姿と鳥羽の歴史を伝え、
地域交流の拠点としての公開・活用を行う」

また、建物の用途を学校から展示施設・社会教育施設に変更し、施設に必要な設備を現行法規に準じて更新または新たに設置する。

2. 活用基本計画

（1）公開計画

（ア）建造物

旧校舎は、展示施設と社会教育施設2つの用途で用いられ、展示施設を一般に公開する。一般への公開範囲は、主として旧昇降口を含む1階と2階の西側と3階部分となる。

（イ）敷地

敷地公開範囲は、現状と同様とする。また、敷地南側をアクセス道にする。旧校舎、北側のグラウンド跡地（鳥羽城本丸跡）周辺は、現状どおり公開範囲とし、自由に散策できる部分とする。



写真 5-1 正門前へのアクセス道



写真 5-2 旧校舎南側の現況

(2) 活用計画

公開範囲となる展示施設は、1、2階を展示室、3階は図書室や交流室として建物からの眺望を楽しみながら多くの人が様々な目的で利用できる部屋とする。また、3階の講堂は、大空間を活かした多目的ホールとし、大型展示や講演会などが行えるようにする。1階の旧校長室は、旧鳥羽小学校の歴史展示室とし、2階中央北部分の旧資料室は、旧鳥羽小学校の教室を復原して教育展示兼講座室とする。



写真 5-3 旧校舎からの眺望

また社会教育施設には、施設管理部門として事務所や倉庫、展示物の管理を行う施設などを設ける。

なお、今回の計画では、一部に封鎖部分を設けている。これは、建物の床面積が 3,000 m²を超えると必要となる消防設備の規模が大きくなり工事規模が拡大するため、人の出入りを禁止することで建物の床面積から除外し、3,000 m²以下となるようにしている。該当部分は、1階中央の北側の2部屋と2階、3階の北東隅の各1部屋とする。

各施設の動線計画は、展示施設来館者を建物1階西側にメイン玄関を配し、施設見学案内カウンターを設けて玄関ホールとして使用する。また、社会教育施設来館者は、正面玄関から出入りを行う。なお、各階への移動は、東西階段と新たに設置予定のエレベーターを利用する。

(3) 公開・活用計画図

上記の公開、活用計画から各部屋を公開・非公開・封鎖部分に分けた公開・活用計画図(図 5-1)を作成した。各用途の方針は、以下のとおり。

公開部分：展示施設として展示や交流の場、便益施設として一般公開する部分。

非公開部分：社会教育施設として事務所や倉庫、展示施設のバックヤードとして活用し、一般公開を行わない部分。

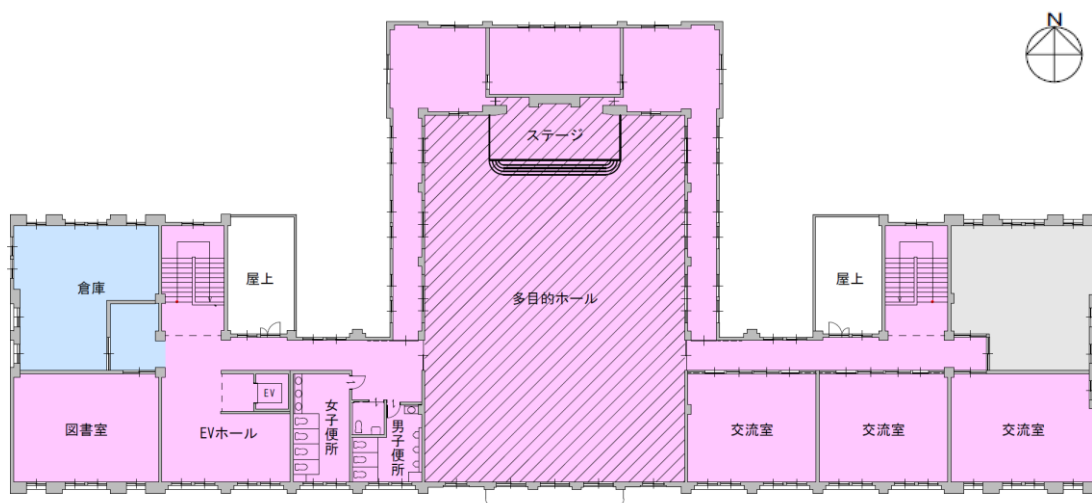
封鎖部分：維持修理は行うが、活用上は人の出入りを禁止する部分。

公開部分となっている正面玄関や昇降口、旧校長室、旧資料室、講堂は、旧鳥羽小学校の姿を良く残しているため、旧校舎の重要な部分として当初の姿を活かした公開部分としている。なお、これらの部屋は「第2章 2.保護の方針」では「保存部分」となっている。

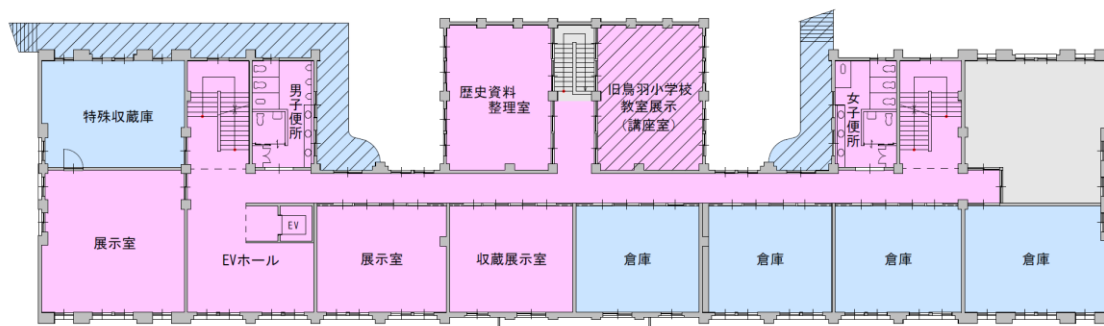
また、旧職員室や2階バルコニーなども当初の姿を良く残し「保存部分」となっているが、建物の維持管理や来館者の安全などを考慮して非公開部分としている。



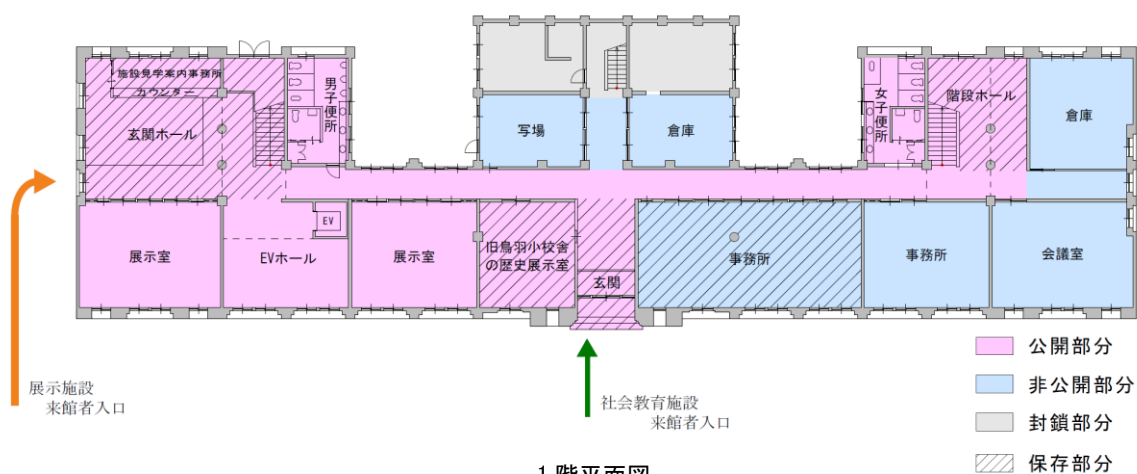
写真 5-4 西側昇降口



3 階平面図



2 階平面図



1 階平面図

図 5-1 公開・活用計画図

- 公開部分
- 非公開部分
- 封鎖部分
- 保存部分

3. 実施に向けての課題

(1) 建物公開・活用のための改修の課題

旧校舎は、竣工から 80 年以上が経過し、建物の破損や設備機器の劣化により公開・活用を行うことができない。展示・社会教育施設として活用するために、建物の維持修理と耐震補強を実施し、さらに活用のための設備機器等の整備が必要となる。

また、活用計画では、建物西側の旧昇降口を来館者の出入口としているが、来館者の動線となる舗装や階段手摺などに老朽化が見られる。修理の際は、建物と合わせて敷地西側の階段整備や舗装の更新など外構工事が必要となる。

また、水道、衛生設備更新には、上下水道や浄化槽整備として旧校舎西側の流入浄化槽部分や敷地北側の旧給水塔跡地の整備が必要となる。



写真 5-5 旧校舎西側へのアクセス

町からの眺望について古写真によれば、敷地南側の広場は、竣工当时には樹木も少なく、町から建物を見ることができた。現在は、敷地内の樹木が増え建物を見ることが難しいため、改修工事の際は、当時の景観に配慮した整備を検討する。



写真 5-6 昭和 7 年の遠景



写真 5-7 現在の遠景

(3) 現行法規への対応

旧校舎は、登録有形文化財（建造物）であるため、建築基準法第 3 条に該当しないことから現行法規に従う必要がある。また、本計画では、学校から展示施設・社会教育施設に用途変更を行うこととなるが、現状のままでは既存不適格建築物となる。そのため改修工事の際は、現行法規に適合させるための仕様等の変更が必要となる箇所がある。

ここでは、現状で建築基準法と消防法が該当する項目を挙げ、設計時の協議事項とし、次年度以降の設計の際に関係機関と詳細な協議を行い設計に反映させることとする。

なお、法規照合の建物用途は、建築基準法別表第 1 (3) 項の特殊建築物で行っている。

(ア) 建築基準法

① 用途変更について

用途変更の確認申請を行う。

② 耐火建築物にしなければならない特殊建築物に該当する。

③ 防火区画について

床面積 1,500 m²毎に床・壁または特定防火設備で区画を行わなければならない。また、東西階段室の床・壁を準耐火構造もしくは防火設備で区画しなければいけない。エレベーターを設置する場合は、同様に区画が必要となる。

④ 内装制限について

居室の壁・天井を難燃材料とし、さらに 3 階天井は、準不燃材料とする必要がある。また、通路・階段は、準不燃材料とする。

⑤ 排煙設備について

床面積 500 m²以内毎に防煙区画が必要であるが、外部窓に適した仕様に改修すれば垂れ壁設置で対応可能である。ただし、排煙上の有効面積確保の問題が残るので関係部署と協議が必要となる。

⑥ 非常用照明の設置。

⑦ 非常用進入路の設置。

⑧ 3 階講堂の天井が特定天井に該当するか否かについて検討が必要となる。

(イ) 消防法

消防法の防火対象物に該当する。また、収容人数が 50 人以上であれば防火管理者を定めなければならない。

以下に消防設置について記載する。

① 消火器の設置。

② 屋内消火栓の設置。

③ 自動火災報知設備の設置。

④ 漏電火災警報器の設置。

⑤ 消防機関へ通報する火災報知設備の設置。

⑥ 誘導標識の設置。

⑦ 収容人数が 50 人以上であれば非常警報器具・設備と避難器具の設置。

4. 課題への対応

(1) 建造物について

前述の課題への対応として建物修理については、外壁の修理や屋上防水のやり替え、アルミサッシの更新を行い、内部は、床、壁、天井の修理を実施する。また、耐震補強を行い、来館者及び使用者の安全を確保する。

また、公開活用に係る整備項目は以下のとおり。

- ① 照明・電気・空調設備、防災設備、防犯設備の設置を行う。
- ② 利用者の便益性を図るため、水道および洋式便器設置等衛生設備の改修を行う。
- ③ バリアフリーに必要となる設備、及びエレベーターの設置。
- ④ 旧校舎の歴史を紹介する展示室には、パネルや展示ケースを設置する。
- ⑤ 活用に伴う室内サイン（案内・避難等）、を設置する。
- ⑥ 特殊収蔵庫には、市内文化財や旧校舎に保存されてきた歴史資料等を保存・収蔵するために必要な設備を設置する。

なお、改修の際は、「第2章 保存管理計画」で定めた部分・部位の設定に従って、建物の文化財的価値を損なうことのないように実施する。

(2) 外構について

外構の公開活用に係る整備項目は、以下のとおり。

- ① 上下水道・浄化槽の整備。
- ② 敷地へのアクセス道路の整備。
- ③ 駐車場の整備。
- ④ 西側階段などの敷地内誘導道路の整備。
- ⑤ 外灯などの照明器具の整備。
- ⑥ 本建物まで誘導する道路標識の整備。
- ⑦ 無断侵入を防ぐための柵などの整備。
- ⑧ 遠景からの建物の眺望を向上させるための樹木の剪定・伐採など。
- ⑨ 不用な工作物の撤去。

ただし、敷地内は史跡指定範囲となるので、整備にあたっては配慮が必要となる。

なお、本計画は平成27年3月現在のものであり、今後関係部局との協議により変更を要する場合がある。その場合は適宜修正するものとする。